

財政健全化法に基づく健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和6年度決算における健全化判断比率を下記のとおり報告いたします。

記

(単位：％)

実 質 赤 字 比 率	－ (13.14)
連 結 実 質 赤 字 比 率	－ (18.14)
実 質 公 債 費 比 率	4.7 (25.0)
将 来 負 担 比 率	11.6 (350.0)
資 金 不 足 比 率	－ －
水 道 事 業 会 計	－ (20.0)
公 共 下 水 道 事 業 会 計	－ (20.0)
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	－ (20.0)

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額又は資金不足額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載しています。
- 2 幸手市の早期健全化基準（資金不足比率においては経営健全化基準）を括弧内に記載しています。